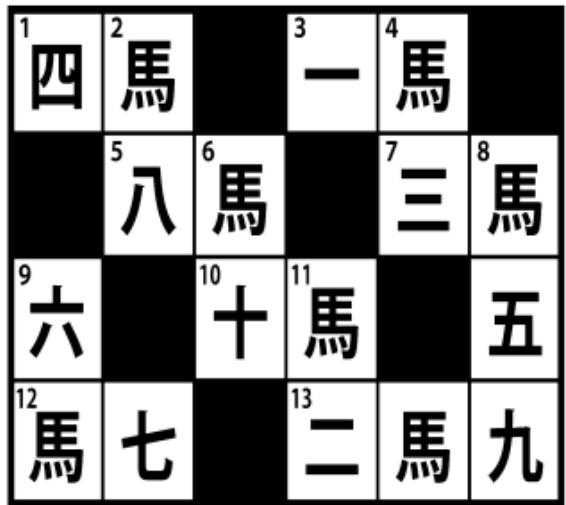


貴重なご意見・ご感想に感謝  
ます。皆様から寄せられた  
景品の発送をもつて発表に  
かえさせて頂きます。



謝申し上げ、今後ともより  
良い機関紙を目指して頑張  
りたいと思いますので宣し  
くお願いします。

答えは【十】でした。

## 全国港湾ホームページ開設のお知らせ

全国港湾第一五〇号(新  
年号)に掲載されたクロス  
ワード・パズルに多数のご  
応募ありがとうございました。

<http://www.zenkoku-kowan.jp/>

# 春闘にむけピン音高らかに

## —全横浜港湾第8回ボウリング大会—

全横浜港湾主催の春闘勝

利ボウリング大会が「二月二  
日(日) 横浜市中区のハイ  
ランドレーに於いて開催  
された。

毎年二月の上旬に行われ  
るこの大会は、勢いよく春  
闘へ踏み出す為の跳躍台。

今年も各単組より選ばれ  
た全八チーム一二名の  
選手により熱戦が展開さ  
れ、応援者も含めると三  
〇名以上の参加となつた。  
当日、早朝ボウリングで  
肩慣らしをしてからの参加  
者も多く、ゲーム開始前か  
ら意気込みが伝わる。

開会式では柏木委員長の  
「闘う春闘に向け元気の出  
るボウリング大会にしよう」という挨拶の後、始球  
式を合図に各々くじ引きよ  
つて決められたレーンに分  
り、ゲーム開始。

約一時間半のゲームの後  
に開かれる表彰式を兼ねた  
懇親会も毎年恒例である。  
今年の優勝チームは一二  
九六点の浜港労連の原田港  
湾労組チームで、昨年からの  
二連覇となつた。

個人の部の優勝者は三六  
一点を獲得した検数共闘B  
チームの渡辺弘二さんでし  
た。



## 藤木インスペクター日誌

～あんた誰?～編～

二月初旬の木曜日の夜十  
時頃、お酒を飲みながら  
テレビを見ていた時でし  
た。携帯電話が、鳴ったの  
で「もし、もし」と出ると  
「ナイジエ……○、△、  
休みを取ったのに出勤か

メールを送ってきたのか

と気になつたのでメールを  
開いているところで、また  
電話がかかつてきました。

相手の人は「メールを送  
ったけど見た?」と聞くの  
で「今開いているところ、  
こっちは、真夜中なんだけ  
ど」とぶつくさと文句を言  
いながら、メールを見ると

自分の会社が、一年契約  
で二万トンのタンカーを探



して「りや！」と思いつつ「I  
don't know any tanker.  
Sorry about that.」(悪い  
けど、タンカーについては  
分かりません)と返事すると  
「Oh No!」と非常に落胆し  
た声とともに電話を切つ  
た。

その瞬間(俺は、船屋さ  
んじゃねよよ!)と思って  
ました。夜中にトイレに行ってふ  
と携帯電話を見ると、着信  
「Oh No!」と非常に落胆し  
た声とともに電話を切つ  
た。

メモを取つたのか

と気になつたのでメールを  
開いているところで、また  
電話がかかつてきました。

相手の人は「メールを送  
ったけど見た?」と聞くの  
で「今開いているところ、  
こっちは、真夜中なんだけ  
ど」とぶつくさと文句を言  
いながら、メールを見ると

自分の会社が、一年契約  
で二万トンのタンカーを探

して「りや！」と思いつつ「I  
don't know any tanker.  
Sorry about that.」(悪い  
けど、タンカーについては  
分かりません)と返事すると  
「Oh No!」と非常に落胆し  
た声とともに電話を切つ  
た。

## 労働組合基礎講座

### ～就業規則について③～

■作成の手続(九十  
一条)：(前号の続き)  
●一事業場に複数以上  
の組合がある場合には、  
過半数を組織する組合の  
意見を聽けばよく、他の  
組合の意見を聽く必要は  
ないとされています。

いずれの組合も労働者の  
過半数に達しない場合  
には、労働組合と関係な  
く、労働者の過半数を代  
表する者を選んで意見を  
聽く必要があります。

しかし、少數組合との  
就業規則の変更について  
交渉に応じないことは、  
そのため、一定の制限が加  
えられています。

●複数の制裁事案があ  
る場合においても、一賃金  
支払期(月例等)における  
賃金総額の十分の一を  
超過することはできません。  
そのため、一定の制限が加  
えられています。

●複数の制裁事案があ  
る場合においても、一賃金  
支払期(月例等)における  
賃金総額の十分の一を  
超過することはできません。

に優先する効力をもちま  
す。当該事業場の加入す  
る上部団体の労働協約が  
適用されていれば、その  
効力(九十三条)：

●一時金(賞与)から  
一日分の平均賃金の半額  
以内でなければなりません  
。また、総額は複数の  
場合に限ります。

●制裁規定の制限(九  
十一条)：減給の制裁を  
定める場合は、一回の事  
案に対する平均賃金の一  
日分の半額を超えること  
はできません。また、総  
額は一賃金支払期(月例  
等)における賃金総額の  
十分の一を超えることは  
できません。

●遅刻、欠勤等に対する  
相当分の賃金カット  
は、制裁としての減給に  
ありませんから、同様の扱  
いとなります。

●法令及び労働協約と  
の関係(九十二条)：就業  
規則は、法令又は当該事  
業場に適用される労働協  
約に反することはできません。  
労働基準監督署が変更を  
命ずることができます。

労働協約は、就業規則

に優先する効力をもちま  
す。当該事業場の加入す  
る上部団体の労働協約が  
適用されていれば、その  
効力(九十三条)：

●効力(九十三条)：  
就業規則の基準に達しな  
い労働契約は、その部分  
が無効となり、この場合  
は就業規則で定める基準  
となります。

●効力(九十三条)：  
就業規則が上回り、就  
業規則より労働協約の  
「効力」が強く、労働協  
約より法令が強いという  
関係になります。法令を  
超えることはできません。

が「最強」であることは  
言つまでもありません。